

第3次大石田町子ども読書活動推進計画 (案)



令和7年 月
大石田町教育委員会

はじめに

幼いころから本に親しみ、読書の喜びや楽しみを知り、物事を正しく判断する力をつけることは、とても大切であると考えます。本を読み、読んで考え、考えて行動する子どもたちに育ってほしいと願っています。

読書には、今ある幸せに気づいたり、生命を大切に思いやったり、感動がさまざまな意欲の原動力になったり、また、将来に夢を抱いたり、魅力的な人間性を創る原動力ともいえます。それは、人と人との関係をより豊かなものにしてくれるはずです。

このように、読書のもたらす意義は大きく、今後、子どもたちの読書環境を計画的に整備し、子どもたちの発達段階に応じた読書活動を推進していくことは、重要な課題であります。

そこで、大石田町教育委員会では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」により策定された国の「基本計画」及び、県の「推進計画」をもとに、大石田町の子ども読書活動の状況を踏まえ、「大石田町子ども読書活動推進計画」を策定しました。

この計画は、子どもの読書にかかわる庁内の課や保育園、学校（小学校・中学校）、町民を代表する委員のみなさんから検討していただき、方向性や取り組みを示したものです。

本が生涯の友となるように、町内の子どもたちが、自らいきいきと読書を楽しむことができるように、家庭、地域、学校と積極的に連携し、読書推進に取り組んでまいります。

令和7年 月

大石田町教育委員会

「第3次大石田町子ども読書活動推進計画」 目次

はじめに

1 国・県の動向について

- (1) 国における基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 県における基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 大石田町の子ども読書活動推進計画について

- (1) 読書活動の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 子どもを取り巻く環境の現状と課題・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 子どもの読書活動推進のための考え方・・・・・・・・・・・・ 4
- (4) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (5) 子ども読書活動推進計画全体構造図・・・・・・・・・・・・ 6
- (6) 子どもの読書活動推進のための取り組み
 - ①家庭における取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - ②保育園における取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - ③小・中学校における取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ④町立図書館における取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - ⑤その他の機関団体等における取り組み・・・・・・・・・・・・ 1 1
- (7) 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
- (8) 財政上の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
- (9) 今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1

3 資料

- (1) 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・ 1 2
- (2) 第4次山形県読書活動推進計画の概要・・・・・・・・・・・・ 1 4
- (3) 大石田町子ども読書活動推進計画様式・・・・・・・・・・・・ 1 5
- (4) 大石田町子ども読書活動推進計画に関するアンケート集約結果・・ 1 6

1 国・県の動向について

(1) 国における基本計画

国は、読書の持つはかり知れない価値を認識し、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を議員立法として制定しました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の債務等を明らかにするとともに、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定め、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

この法律に基づき、政府は、平成14年8月に、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」を策定し、その後、概ね5年ごとに計画を変更し、子どもの読書活動を継続的に推進しています。

令和5年3月に策定された第五次基本計画では、①不読率の低減、②多様な子どもたちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子どもの視点に立った読書活動の推進の4つの基本的方針を踏まえ、社会全体で子どもの読書活動を推進することが示されています。

(2) 県における推進計画

国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」や「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、平成18年2月に「山形県子ども読書活動推進計画～本が大好き！いのち輝く山形の子ども読書サポートプラン～」が策定されました。さらに、平成23年12月に「山形県子ども読書活動推進計画（第2次）」、平成29年3月に「第3次山形県子ども読書活動推進計画」、令和6年3月に「第4次山形県子ども読書活動推進計画」（以下「第4次県計画」）が策定されています。

第4次県計画では、家庭・地域・学校等、社会全体で子どもの読書活動を推進し、子どもの豊かな心を育成することをねらいとしています。

資料：国の子ども読書推進の施策

平成11年	平成12年を「子ども読書年」とする国会決議
平成13年	「子どもの読書活動の推進に関する法律」
平成14年	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第1次）
平成16年	文化審議会答申「これからの時代に求められる国語力について」 ⇒「…子どもが自ら本に手をのばす…」という表記
平成17年	「文字・活字文化振興法」
平成20年	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第2次） 平成22年を「国民読書年」とする国会決議（H20.6.6）
平成21年	子どもの読書サポーターズ会議 「これからの学校図書館の活用のあり方等について」（報告）
平成25年	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第3次）

平成25年	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第3次)
平成27年	「学校図書館法」改正⇒学校司書の配置の努力義務化、学校司書の資質向上を図るための研修等の努力義務化
平成30年	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第4次)
令和元年	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」
令和4年	「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」
令和5年	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第5次)

2 大石田町の子ども読書活動推進計画について

(1) 読書活動の意義

「子どもの読書活動」は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。

読書により子どもは、日常では得られない物語の世界を体験したり、広い社会を知ることによって自分の考えを持ったり、高めたりします。そして、この体験を通して、考える習慣や豊かな感性、思いやりの心などを身に付けることができます。また、読書は、子どもが変化の激しい社会を生きていくために、自ら考え、判断し、表現し、行動したりして解決することができる資質や能力を育むものです。

さらに、読書の楽しさや、それによる充実感、満足感を得る体験は、生涯にわたるウェルビーイング¹につながることを期待されます。

国立青少年教育振興機構における「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究報告書」(平成25年)では、「子どもの頃に読書活動が多い成人ほど、『未来志向』、『社会性』、『自己肯定』、『意欲・関心』、『文化的作法・教養』、『市民性』のすべてにおいて、現在の意識・能力が高い」、「子どもの頃の読書活動と成人になってからの意識・能力との関係では特に、就学前からの小学校低学年までの『家族から昔話を聞いたこと』、『本や絵本の読み聞かせをしてもらったこと』、『絵本を読んだこと』といった読書活動と、成人の『文化的作法・教養』との関係が強い」という結果が出ています。

また、同機構における「子どもの頃の読書の効果に関する調査研究」(令和3年)では、「スマートデバイスの個人所有率の上昇に伴い、現在の読書活動が多様化しているものの、読書活動が活発な者の方が、現在の意識・非認知能力が高いことが示された」という調査結果も出ています。

このように、読書は人間形成に大きな影響を与えるものであり、自己実現を図っていく上で極めて重要であるため、読書活動の推進にあたっては、子どもの発達段階を踏まえることが大切です。

乳幼児期におはなしを語ってもらったり、絵本を読んでもらったりすることは、

¹ 「教育振興基本計画」(令和5年6月16日閣議決定)によると、ウェルビーイングとは、「身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など生涯にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念」とされている。

読書の楽しさを知る上で大切であるとともに、読み手とのコミュニケーションを図るものでもあります。

小学生になると、自分の力で本を読むことの楽しさを知ったり、「調べ学習」で本を利用したりするようになるため、読書に対する興味・関心を一層高め、読書習慣の定着を図ることが期待できます。

中学校・高等学校では、学校生活が多忙になり、興味が多岐に分かれるため、読書量に個人差が現れますが、この時期の読書は生涯の糧になることも多くみられます。多様な興味・関心に応じて読書できるように、豊富な図書の整備と子どもたちに本を手渡す“人”の存在が必要です。

発達段階に応じた読書活動が重要である一方で、子どもの発達は多様であり、個々の子どもの状況を十分に勘案した上で、乳幼児期から切れ目ない個別最適な読書活動の推進を目指す必要があります。個々の発達段階や状況等に応じて、紙媒体や電子媒体等を柔軟に選択できたり、ICT²を効果的に活用した読書活動ができたりする環境整備も期待されます。

また、子どもの視点に立った読書活動の推進をすすめ、子どもの読書への興味・関心を引き出す取り組みを継続して行うことが、主体的な読書活動につながっていくものと考えます。

少子化や高齢化という状況の中で、大石田町の未来は、子どもたちの主権者としての成長に負うところが極めて大きいと言えます。全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受け、より豊かに成長するためにも、社会全体で子どもの読書活動を推進する必要があります。

（２）子どもを取り巻く環境の現状と課題

家庭を取り巻く環境の変化やインターネット・SNS等の情報メディアの急激な発達・普及、趣味や娯楽の選択肢の広がり等、子どもを取り巻く生活環境の大きな変化により、読書機会の減少や不読率の上昇といった読書離れが進んでいます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、学校における全国一斉臨時休校や公立図書館（室）における臨時休館、利用制限等を余儀なくされ、子どもたちの読書へのアクセスが著しく制限されました。このことは、子どもの読書離れや読書習慣の形成に少なからず影響を与えたと考えられます。

加えて、大人が本を読んでいなかったり、読書よりも他のことを優先したりなど、子どもに本を読む楽しさ、大切さを伝えていないことも原因のひとつと考えます。読書活動の意義や重要性について、様々な機会を捉えて社会全体で理解促進を図っていく必要があります。

GIGAスクール構想による学校の情報通信環境の充実、図書や資料のデジタル化の進展等、子どもを取り巻く環境の変化に対応した読書活動を推進する必要があるとともに、読書バリアフリー法の趣旨等を踏まえ、読書に困難を伴う子どもの読書活動ができるだけ制約されることのない読書環境を整備することも求められてい

² Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称。ICT 機器とは一般に PC、スマートフォン、タブレット端末等の情報通信機器のこと。

ます。

大石田町では、平成24年4月に「大石田町子ども読書活動推進計画」を策定し、町全体での取り組みを継続してきました。保育園、小・中学校では、保育士や教師、学校図書館助手やボランティアによる読み聞かせや朝読書が長年継続して実施されており、読書への興味関心を高める多様な活動のほか家庭と連携した取り組みが行われています。また、平成29年9月に町で初めての町立図書館が開館し、電算システム導入による円滑な図書の貸出のほかに、読書関連イベント開催や調べもの支援を行う等、全町民に対して読書への興味をおこす働きかけをしています。

しかしながら、中高生をはじめとした青少年の読書離れは著しく、より一層の読書活動の手立てを講じる必要があるとともに、幼児期から就学期、小学生から中学生、高校生へと成長していく段階で必要とされる読書の質についても課題があります。読書を身近に感じ、一人ひとりが必要とする本に出会える環境づくりが重要です。

(3) 子どもの読書活動推進のための考え方

①環境整備

人は本を読まなくとも生きられますが、より人生を深く生きようとするとき、読書は欠かせないものであり、何より子どもたちに、本を読むことで他には得られない楽しい時間を過ごしてほしいと考えます。しかし、読書はあくまで個人的で自主的な行為であり、人から強制されるものではありません。また、個々の発達段階や状況によって読書の在り方も異なります。そのため、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけをつくり、子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自由に読書に親しむことができ、それぞれの興味・関心を的確に備えた本と出会えるための環境づくりが必要です。

そして、多くの本に出会い、いきいきと楽しく読書できることを重点に推進していきます。

②連携・協力

子どもの読書を身近なものとするためには、家庭・地域・学校を通じた社会全体での取り組みが必要です。それぞれが、まず、その担うべき役割を果たして、子どもが読書に親しむ機会の充実を図った上で相互に協力・連携することにより、より良い取り組みができます。さらに、お互いの理解や関心を深めることにもつながると考えます。

③普及啓発

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、大人に広く理解と関心を深める必要があります。

子どもは、大人におはなしを語ってもらい、また、読書する大人の姿に誘発されて、読書意欲を高めていきます。子どもを取り巻く大人が、子どもの読書についての理解を持つとともに、保護者・保育士・教師が自分自身の読書にも関心を

持ち楽しむことが、子どもの自主的な読書態度の涵養や読書の習慣化を促す上で大切です。

このことを踏まえ、保育園や学校で「読書の日」や「読書週間」を位置づけ、意識向上に努めます。子どもも大人も「今好きな本」を一冊は言えるようにしましょう。

④人材育成

急速に変化する社会に呼応して、読書活動に携わる人材に求められるスキル、知識、能力も急速に変化し、複雑化しています。子どもの読書活動の取り組みを継続して推進していくために、読書推進に関する関係者へ研修等を行い、知識のアップデートや意識と能力の向上に努めます。また、読書活動の関係者をはじめとして、家庭・地域等における大人から子どもを巻き込んで活動への理解促進を図り、地域全体で担い手を増やしていきます。

(4) 基本方針

◎ねらい

「本が好き」になることをとおして、子どもたちが心豊かな人間として成長すること

◎取り組みの重点

- ①発達段階や個々の状況を踏まえた多様な子どもたちの読書機会の確保
- ②デジタル社会に対応した多様な読書活動の普及と読書環境の整備
- ③子どもの視点に立った読書活動の推進
- ④子どもの読書活動の重要性や意義の理解促進

◎施策の柱

- ①多様な子どもたちの読書機会の提供と読書環境の整備・充実
- ②家庭・地域・学校等を通じた社会全体での読書活動の推進
- ③子どもの読書活動に関する理解促進と担い手育成

◎大石田町共通の取り組み

- ・「読み」そのもの ……生活の中における「読書」の位置づけ
「読書の日」「読書週間」の位置づけ
- ・「読み」の価値づけ ……私の好きな本の紹介や記録・表現

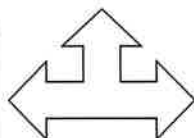
(5) 子ども読書活動推進計画全体構想図

ねらい 「本が好き」になることをとおして、

子どもたちが心豊かな人間として成長すること

めざす子どもの姿

- ・本や読書が好きな子ども
- ・自ら進んで本を手にとる子ども
- ・本を読む習慣が身についている子ども
- ・本を頼りにできる子ども



めざす大人の姿

- ・子どもと一緒に本を楽しむ大人
- ・身のまわりに本を置き、必要に応じて活用できる大人
- ・好きな本やおすすめの本を紹介できる大人

読書推進計画（大石田町共通の取り組み）

「読み」そのもの

- ・生活の中における「読書」の位置づけ
家庭・保育園：読み聞かせ 学校：朝読書
- ・「読書の日」「読書週間」の位置づけ

【参考】「子ども読書の日」4月23日、「文字・活字文化の日」10月27日

「読み」の価値づけ

- ・私の好きな本の紹介や記録・表現
※発達段階に応じて、感想や理由を表現させる。「自分はどう考えるのか」「自分はどう評価するのか」

読書推進計画（学校・団体等の取り組み）

保育園

小・中学校

ボランティア団体

町立図書館

大石田町子ども読書活動推進委員会

- ・組織 …… 小中学校：代表校長、図書館主任、図書館助手
PTA代表又は母親委員代表
保育園：図書担当保育士
ボランティア団体、町立図書館
- ・事務局 …… 教育委員会
- ・目的 …… 組織化、情報の共有、連携
- ・開催 …… 年2回
①5月：組織化、年間計画提示⇒連携へ（P⇒D）
②2月：実践報告⇒成果と課題を次年度へ（C⇒A）



(6) 子どもの読書活動推進のための取り組み

①家庭における取り組み

ア 保護者・家族の読書への姿勢

保護者を主とする家族の読書に関わる姿勢が子どもに大きな影響を与えるため、子どもを取り巻く大人が自分自身の読書を楽しみ、読書の楽しさを子どもへ伝えていきます。

イ 言葉と思考の大切さ

創造力を培う基礎となる家族との会話や読み聞かせを通した、豊かな言葉の体験を大切にしていきます。

ウ 親子読書の推進

家族による読み聞かせや本の感想の共有など、子どもが本に親しむきっかけをつくり出し、子どもと共に読書を楽しむ機会をつくっていきます。

エ 町立図書館、各種図書館の利用

家族で町立図書館を利用したり、おはなし会や行事に参加したりして、くらしの中に図書館利用を位置づけ、読書の習慣化を図ります。

オ 読書環境の充実

家庭において子どもが、いつでも本を読むことができる環境を整えます。

カ 読書推進の意識向上

読書関係の講演会や講座、フォーラム等へ積極的に参加します。

キ 啓発

「読書の日」や「読書週間」の機会を利用して、家族で読書に取り組みます。

②保育園における取り組み

ア 生活の中の読書

読書の楽しさを体験・体感するために、絵本コーナーを設置したり、読み聞かせの機会を充実させたりして、生活の中に読書の時間を設けます。

イ 行事とおはなし

保育園行事にあわせておはなし会や昔語りなどを取り入れます。

ウ 遊びと読書

子どもたちの遊びや豊かな生活体験を通して読書が深まり、また、読書を通して、子どもたちの遊びや生きる空間がより広がるような相互の関わりを大切にします。

エ 職員の研修

子どもの読書や絵本についての職員研修の充実に努めます。

オ 親子読書の推進

町立図書館と連携して、親子読書推進運動として、絵本の貸出や「親子読書説明会」、「親と子のつどい」、「親子読書講座」、おはなし会等を行い、子どもが本と親しむ機会と意義を発信し、環境の拡充を図ります。

カ ボランティア団体との連携

地域のボランティアと連携し、交流を深め、おはなし会を開く等、子どもの読書意欲を高めます。

キ 啓発

「子どもの読書週間」（4月23日～5月12日）、「全国読書週間」（10月27日～11月9日）の機会等を利用して、保護者に読書活動の大切さを啓発します。

また、年間を通しての読み聞かせの啓発を行い、家族で読書に取り組むきっかけとします。

ク 町立図書館との連携

子どもたちが図書館を身近に感じ利用できるよう、団体借り受けのほか、園やクラスで図書館へ来館するなど、町立図書館との連携を図ります。

③小・中学校における取り組み

ア 学校図書館助手の配置

学校図書館を開館し、さらにその運営を充実させるために、各学校に専任の学校図書館助手を配置します。

イ 学校図書館担当者の研修

司書教諭等が専門的知識を活かして学校図書館の運営が出来るように、研修の実施・参加を推進します。同時に教職員の研修の実施に努めます。

ウ 学校図書館の図書の充実

児童生徒の多様な興味・関心に応じられるように、学校図書館の蔵書を増やし、必要に応じて整備・廃棄を行いながら、「学校図書館図書基準」の達成に努めるとともに、より多くの本に触れられるようにします。

エ 学校図書館施設の整備

学校図書館の施設や設備の改善を図り、子どもにとって利用しやすい場となるようにします。また、電算化により、図書館の利便性を向上させます。

オ 学校図書館における学習支援機能の整備

「教育課程年間指導計画」に学校図書館の利用を位置づけたり、学校図書館に関する計画を作成したりすることにより、各教科等の指導における学校図書館の積極的・計画的な利用を進めます。

児童生徒が個々の課題に応じて効果的に調べ学習が行えるよう、図書資料等を整備し、学校図書館が学習センターとして機能できるようにします。

カ 学級文庫の整備

施設環境に応じて図書スペースを設け、子どもが身近な場所で気軽に本に親しめる環境を整備します。

キ 読書活動の充実

読書環境を工夫するとともに、積極的な活用を促し、読書活動の質・量の充実を図ります。担任やその他の職員による読み聞かせ、朝読書、昔語り、ストーリーテリング、本の紹介等、各校がそれぞれの実態を考慮して効果的な取り組

みを進めます。また、児童生徒の毎日の生活の中に読書するための流れを組み入れ、読書の習慣化を図ります。

ク 図書委員会の活性化

児童生徒による図書委員会活動をさらに活性化させて、子どもが読書に興味関心を持ち、読書活動が活発になるように努めます。

ケ 町立図書館との連携

町立図書館と連携し、ネットワーク事業として、一括借り受け、担当者会議、合同研修会、たよりの発行、児童生徒による借り受け選本作業等、必要に応じた資料の相互貸借を行います。また、おはなし会やブックトーク等を開催するなど、お互いに連携し、協力し合います。

コ 地域との連携

保護者や地域の人々から学校図書館支援ボランティアを募り、読み聞かせ等を行うことにより、児童生徒の読書意欲・興味を喚起します。

また、ボランティア団体の主催する読書関連フォーラム等へ積極的に参加します。

サ 啓発

「読書の日」や「読書週間」を位置づけ、学校全体、地域、家族で読書に取り組むきっかけとします。

④町立図書館における取り組み

ア 資料の充実

学習に役立つ蔵書を整備するとともに、子どもの求める資料の収集・提供を行い、子どもの読書を支援するための児童書の充実を図ります。また、デジタル資料や障がいのある子ども等誰もが利用しやすい資料の整備を図ります。

イ 町内図書館ネットワークと団体貸出

町内保育園、小・中学校等とネットワークを構築し、資料や情報の交換に努め、研修や団体貸出を行う等、積極的に広くサービスができるようにします。また、統合小学校図書センターへの円滑な移行に向け、ネットワークを活用し支援します。

ウ 親子読書推進活動

保育園においては、親子読書の推進のため、「親子読書説明会」や絵本の貸出、読み聞かせ、「親子読書講座」、「親と子のつどい」等の事業を展開します。

エ 保育園・小中学校への出前おはなし会

保育園、学校、地域でのおはなし会やブックトーク等を行い、子どもが本と出合う機会をつくれます。

オ 保健福祉課との連携

保健福祉課と連携し、乳幼児健診（3～5ヶ月健診時、一歳半健診）時に、ブックスタートでの絵本と「絵本を楽しむ」体験のプレゼントや親子読書の大切さを保護者へ伝え関心を深めるとともに、本の紹介等を行い図書館利用の促

進を図ります。子育て支援センター等では、乳幼児とその保護者を対象に読み聞かせや絵本の貸出等を行います。

カ 職員の資質の向上

図書館は、乳幼児から大人まで幅広い世代が学び、また豊かな感性や情操を育む場であり、読書活動に関わる職員としての資質の向上に努め、各種の研修、講座に積極的に参加します。

キ ボランティア・外部団体等との連携

ボランティアのニーズに応える情報の提供や本の選定に努めます。また、ボランティアや外部団体等多様な主体と協働して、子どもの意見聴取や読書活動参加の機会の確保に努め、町民の読書活動推進への参画と理解を深めます。

ク 学校図書館との連携

「総合的な学習の時間」等における調べ学習の受け入れや図書委員会等の活動を積極的に支援します。また、図書館相互のネットワーク事業を展開し、必要な資料の貸出や情報交換、図書館担当者の研修活動の開催を計画的に進めます。研修の内容として、各図書館の相互支援や教科書に出てくる作家・作品紹介、講座への参加、実務マニュアルの学習会、たよりの発行等を行います。

ケ 講座・講演会の開催

子どもの読書活動の推進につながる講演会や講座を開催します。

コ おはなし会の充実

子どもが本に出合う場として、読み聞かせやおはなし会をより充実させます。また、大人が本に出会う場として、大人のためのおはなし会や朗読会、昔語りの会等を開催します。

サ 読書会の開催

子どもから大人まで読書への興味・関心を高めるために、町民の声を反映し、様々なテーマで読書を通じて学び、語り合える場を設けます。

シ 啓発広報の推進

広報を利用し、図書館コーナーを設け、新着本の紹介や行事の案内等図書館の情報発信に努めます。また、町民に興味・関心を持ってもらえるよう、館内でテーマごとに本の紹介や展示を行います。

「子ども読書の日」や「読書週間」を位置づけ、家族、地域全体で読書に取り組むきっかけとし、読書の楽しさを啓発します。

⑤その他の機関団体等における取り組み

ア 保健福祉課

子どもの健やかで豊かな成長の発達のため、母子保健事業等の子育て支援の充実に努め、絵本の読み聞かせをすすめます。

また、乳幼児健診や、子育て支援センター等を利用して、町立図書館とも連携した子どもへの読み聞かせの体験の場を設け、親子読書を推進します。

イ 公民館、児童館、地域文庫等

「子どもの読書活動推進計画」を子育て支援活動の中に位置づけるとともに、ボランティアの育成にも努めます。

また、育児サークルの活動や児童館での行事の中に「子どもの読書」が根付くよう、事業展開や連携を図ります。

(7) 推進体制

本計画の推進のために、「大石田町子ども読書活動推進委員会」において、家庭・保育園・学校・町立図書館・地域との連携、協力関係を強化していきます。

(8) 財政上の措置

本計画に揚げられた各種取り組みを確実に実施するため、町をはじめとする関係機関や団体の役割に応じ、必要な財政上の措置を講ずるよう、あらゆる機会を通して、国、県へ働きかけていきます。

(9) 今後の課題

- ・家庭・保育園・学校・町立図書館・地域の全体的な連携
- ・町全体における読書の意義の啓蒙
- ・読書時間の確保・読書習慣の定着
- ・読書の質の向上
- ・ICTの活用による読書促進
- ・電子図書館・電子書籍の活用
- ・子どもの主体性・自主性を重んじた読書活動推進
- ・全ての子どもの参加のしやすさを考慮した取り組みの促進

3 資料

(1) 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日

法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

第4次山形県子ども読書活動推進計画の概要

計画策定のねらい

家庭・地域・学校等、社会全体で子どもの読書活動を推進し、子どもの豊かな心を育成する。

計画策定の視点

- 多様な子どもが、書籍、絵本、雑誌、新聞をはじめ、誰もが利用しやすい書籍や電子書籍等の様々な「本」を進んで活用できるようにすることで、自ら本に親しむ子どもを育てる。
- 子どもからの意見聴取の機会を確保し、多様な子どもたちの意見を反映させる等、子どもの視点に立った読書活動を推進する。
- 主体的に読書活動に取り組む、自らの人生をより豊かにすることに喜びを感じる読書好きな子どもを育てる。
- 子どもの読書活動に関する意義の理解を促進する取組を通じ、社会全体の気運の醸成を図る。

本計画における取組の重点

- ◎ 子どもの意見を取組みに反映させることによる、多様な子どもたちの読書への関心の向上
- ◎ デジタル社会に対応した多様な読書活動の普及と読書環境の整備
- ◎ 子どもの教育に携わる全ての大人(保護者、教員、読書活動関係者等)に対する子どもの読書活動の重要性や意義の理解促進

施策の柱と主な取組

【柱Ⅰ】家庭・地域・学校等を通じた社会全体での多様な子どもたちの読書活動の推進

【主な取組】	
1 多様な子どもたちの可能性を引き出す、発達段階に応じた取組みや個別最適な読書活動の実現、読書機会の確保	◇ 親子講座等による、家庭における読書の重要性についての理解促進【拡充】 ◇ 「聴く読書」等多様な読書活動の普及に向けた情報提供や研修会の実施【新規】 ◇ 学校における計画的な読書機会の確保による読書習慣の形成 ◇ 障がいのある子どもたちのための誰もが利用しやすい書籍等の整備とその活用【拡充】
2 子ども一人一人が好きな本を選択し、好きな時間・場所で、主体的に読書が行える、子どもの視点に立った読書活動の推進	【主な取組】 ◇ 本との出会いを創出する、季節感やテーマ性のあるイベントや企画展示等の実施 ◇ アンケート等による、子どもの視点に立った本・資料の充実やサービスの向上【新規】 ◇ 子どもを対象とした活動をしている民間団体等への団体貸出し等の推進

【柱Ⅱ】多様な子どもが読書に親しむ機会の提供と施設、設備その他諸条件の整備・充実

1 公立図書館(室)及び学校図書館等におけるDX推進と、デジタル社会に対応した読書環境の整備・充実	【主な取組】 ◇ 電子書籍や障がいのある子ども等誰もが利用しやすい本の整備・充実【新規・拡充】 ◇ 子どもの読書活動を促進する「移動図書館」等の非常用型サービスや環境の充実【拡充】 ◇ 子どもの学習活動に資する、情報端末等で利用できる記録画像や動画等、情報資源の充実【新規】 ◇ デジタル社会に対応した多様な読書活動の理解促進【新規】
2 図書館間及び関係機関等の連携促進	【主な取組】 ◇ 高校・大学や民間団体、企業等多様な主体との連携による、地域活性化・賑わいづくりにつながる子ども向けの企画や読み聞かせ等イベントの実施【拡充】 ◇ 多様な子どもたちの視点や学校・園等の実情、教育活動のニーズを踏まえたきめ細かな図書館サービスの提供【拡充】 ◇ 県立図書館と市町村立図書館、学校図書館等との連携による、新たな本との出会いの機会促進【拡充】

【柱Ⅲ】子どもの読書活動に関する意義の理解促進

1 子どもの主体的な読書活動を推進する社会的な気運の醸成	【主な取組】 ◇ 民間団体や企業等との連携・協働による、様々な本や読書支援ツールの展示会・利活用体験を通して多様な読書活動の普及【新規】 ◇ 「子ども読書の日」(4月23日)や「文字・活字文化の日」(10月27日)の趣旨を踏まえた読み聞かせ等のイベント・行事等の取組を推進【拡充】
2 子どもの読書活動を推進する特色ある取組みの奨励及び事例紹介	【主な取組】 ◇ 関係者を対象にした研修会等での事例発表や県の広報誌、ホームページ、「図書館だより」等による特色ある取組みについての情報発信

計画の推進期間

令和6年度からおおむね5年間

本県の子どもを取り巻く現状と課題

- 情報メディアの発達・普及に伴う社会のデジタル化が進み、趣味や娯楽の選択肢が増えたことによる子どもの学校外における時間の使い方が多様化
- 新型コロナウイルス禍において学校図書館や公立図書館(室)等へのアクセスが制限されたことによる子どもの読書離れや読書習慣形成への悪影響
- 読書をする機会が減少傾向にある中、「読書が好きない児童生徒の割合」が低下(下図)

第4次山形県教育振興計画(計画)「読書が好きない児童生徒の割合」(10年度調査結果)

	H30	R3	R4	全国(R4)
小6	78.7%	75.2%	73.7%	71.8%
中3	68.7%	69.8%	65.9%	66.0%

※数値は、表出年度の4月に調査されたもの。

- ◆ 読書機会の減少や読書好きな子どもが増加が見られない現状から、読書機会を一層確保し、読書への親しみや楽しさを実現させる手立てを講じる必要がある。
- ◆ GIGAスクール構想による学校の情報通信環境の充実、図書や資料のデジタル化の進展等、子どもを取り巻く環境変化に対応した読書活動を推進する必要がある。
- ◆ 読書バリアフリー法の趣旨等を踏まえ、読書に困難を伴う子どもの読書活動ができるだけ制約されることのない環境整備を推進する必要がある。
- ◆ 読書を通して、子どもにとって必要な表現力や思考力、想像力等を培い、豊かな感性や思いやりの心を醸成して育む必要がある。

法令や計画の策定・施行の動向

「子ども読書活動推進法」、「読書バリアフリー法」
「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」

第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第五次基本計画) 国・県策定

- 基本的方針
 - 1 不読率の低減
 - 2 多様な子どもたちの読書機会の確保
 - 3 デジタル社会に対応した読書環境の整備
 - 4 子どもの視点に立った読書活動の推進
- 子どもの読書活動の推進方策
 - 1 連携・協力
 - 2 人材育成
 - 3 普及啓発
 - 4 発達段階に応じた取組
 - 5 子どもの読書への関心を高める取組

(3) 子ども読書活動推進計画書様式

令和 年度 大石田町子ども読書活動推進計画

実施母体名：

記載者名：

1 目標

--



2 活動のめだま

具体策			成果と課題
項目	時期	活動内容	成果（○）・課題（△）

3 取り組み全体を通しての成果（○）と課題（△）、次年度活動の方向性

--

(4) 大石田町子ども読書活動推進計画に関するアンケート集約結果 読書活動における大石田町の課題

読書・本を取り巻く傾向

読書時間の確保

- ・本を読む時間を作ることが難しい。
- ・子ども、大人ともに嗜好が多様化し、読書と向き合う時間がない。



読書・本への意識の弱まり

- ・子どもも大人も、本を読む意識や本を大切に扱おうとする意識が薄い。
- ・大人も子どもも本を手にとる頻度が低くなっている。
- ・分からないことがあった時には本を開くという考えがあまりない。



電子媒体の影響

- ・SNS、動画への関心が強く、活字から遠ざかっている。
- ・身近にタブレットやスマホ等の電子機器があることで、少しのすきま時間に「本を読もう」「本を借りに行こう」ということが日常にない子が多い。
- ・スマートフォンが普及したことで、大人はスキマ時間に読書よりもスマートフォンの利用が優位にある（身近に本が置かれていない）。



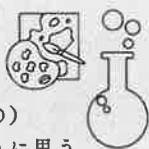
読書の偏り

- ・本を読むとき、絵だけ見て終わってしまう子がいる。
- ・昔話や定番のお話などを意外と知らない子がいる。子どもの目線で選ばれやすい本だけでなく、対象や時期に合わせて大人から本をおすすめ（手渡）してあげることが、様々なジャンルの本に出合うきっかけになると思う。

町全体として

読書環境・町の取り組み傾向

- ・本屋が近くにない。
- ・大石田町は読書活動だけでなく（子どもの）文化活動にはあまり力を入れていないように思う。スポーツも体力づくりや精神的にも養われる面も多いと思うが、芸術、化学、文学等学びの場があればと思う。



読書習慣・読書の質の向上

- ・大人が本を読んでいる姿を子ども達が見ていない。
- ・読書の量より“質”が大切だと思うので、読み親しむ力を高めていけるような取り組みの推進が必要。



図書館、学校、保育園の読書環境について

町立図書館の利用増進

- ・立派な素晴らしい施設である図書館を大勢の方に利用してもらうためにどうすればよいか。
- ・図書館に来る町民の割合が少ない（登録は町民の約2割）。
- ・図書館を利用しづらいと感じている人がある。
- ・図書館が便利な施設であることや読書の効果について知らない人がある。啓蒙機会を増やす必要がある。

学校、保育園での傾向

- ・授業時間数の増加により、小学校においてじっくりと本を読む時間（朝読書）の時間がここ数年で減少傾向にある。
- ・各校で年間読書目標冊数を設定しているが、借りて返すだけになってしまっている子もいる。自主性を育むためには、
- ・保育園のときに読んでほしい本が意外と読まれていないことがある（小学生でも浦島太郎を知らない子がいる）。

家庭での読書環境・家庭を巻き込んだ読書

読書時間の確保・読書する姿

- ・各家族や共働き世帯の増加もあり、読書にける時間の確保が難しくなっている。
- ・子どもが本に親しんでいる姿を大人が目にしにくい。（幼児期だと寝る前などに一緒に読む機会が多いものの、一人で読むようになると、仕事終わりで家に帰って来てから見るお子さんの姿は限られているのでは？）

読み聞かせ・読書の啓蒙

- ・絵本の読み聞かせの大切さや読書の素晴らしさを、いかに子ども達や保護者の方や、町民の皆さんに知らせていくか。
- ・保護者の絵本や読み聞かせへの興味の低下。
- ・学校と図書館、図書館と家庭の連携はそれぞれできているが、学校と家庭と図書館の3つの連携が弱いように感じる。



読書活動での「めざす子ども像」「めざす大人像」

めざす大石田町の子ども像

読書活動そのもの＝好き、楽しい

- ・本好きな子ども
- ・絵本を見ること、絵本を読んでもらうこと、読書が大好きな子ども
- ・「本が好き」「読書が楽しい」と言える子ども
- ・本が好きで読むことが楽しい！と言える子ども
- ・読書を楽しんでいることができる。
- ・本を読んでもらったり、自分で読んだりして楽しいと感じる。
- ・自分から本を手に取り、読む子ども
- ・好きな本を見つけ、手にとる子ども
- ・好きな本を言える。



進んで手を取る、習慣化している

- ・本をよむことが日常。
- ・本を読む習慣がある子ども
- ・様々なジャンルの本を読み、視野を広げようとする子ども
- ・興味を持つ分野の本を手にし、家庭の中で語らえる。
- ・様々な読書体験がある子ども。
- ・生活や遊びの中で本を頼りにできる子ども
- ・本を利用した調べものができる。
- ・調べものをするときに本を活用できる子ども
- ・一人でまたは家族で図書館を訪れる
- ・家族や友達と一緒に図書館や本屋を利用できる子ども
- ・図書館を身近に感じ、楽しんで利用している子ども

読書活動をととして

- ・色々な感性を持ち、本にふれられる子ども
- ・読書を通し、物事を深く考え、判断できる子ども
- ・メディアと上手につきあえる子ども
- ・大人になったときに自分が好きな本を他の人にあげられる人になってほしい。
- ・小さい時からの読み聞かせや読書の力が、探求型の学習や大人になってからの非認知能力、コミュニケーション力、意欲などに大きく影響するのではないか。



このように育ててほしい

このように育ててほしい

めざす大石田町の大人像

子どもに対して・子どもと共に

- ・子どもと過ごす時間の中に、絵本の読み聞かせや図書館利用があり、その時間を一緒に楽しめる大人
- ・興味を持つ分野の本を手にし、家庭の中で語らえる。
- ・絵本の読み聞かせなど、読む楽しさを共有できる大人
- ・子どもと一緒に読書環境をつくれる大人
- ・一人でまたは家族で図書館を訪れる。
- ・家庭読書の大切さを知っている大人



読書に親しみ、肯定的な姿勢

- ・本好きな大人
- ・本を読むこと、読んであげることに抵抗がない。
- ・関心のあるジャンルの本があり、その楽しさを伝えられる。
- ・おすすめの本や好きな本を紹介できる大人
- ・どんな場所でも自然と本にふれあうことができ、自分の心を豊かにできる大人
- ・それぞれに読書(図書館)に関わった楽しみ方をもっている大人



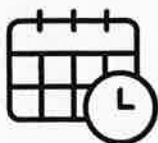
日常の中で、進んで

- ・家や身の回りに本がある大人
- ・本が読みたいと思う日常がある。
- ・好きな作家やジャンルの本を読書する時間を持てる(習慣化)。
- ・自分から進んで、図書館を訪れる機会を作っていくことができる大人
- ・図書館を利用できる大人
- ・個人で、または家族と一緒に、図書館や本屋を利用できる大人
- ・本や資料を利用し、調べものができる(図書館利用)。
- ・調べものをするときに、インターネットだけでなく本を参照できる大人

定期的な読書推進活動の設定

読書時間の確保

- ・子どもの読書（読む・聞く）時間の確保
- ・読書する時間を設けてあげる。
- ・保育園・小学校・中学校での読み聞かせや朝読書の時間の定期的な確保。



自主性を育む読書記録

- ・「冊数」ではなく、「時間」や「感想」の記録など、自分に合った方法で無理なく記録・表現ができる目標設定方法を用意する。
(子ども達がゲーム感覚で使える読書記録アプリの活用なども含めて。)



読み聞かせ・本に触れる機会の提供

- ・読み聞かせ
- ・夜、寝る前の読み聞かせ・昔語り
- ・保育園では、読み聞かせの時間を大切に、その機会を多くとるようにする。
- ・家庭や保育園、学校、図書館など多様な機会での読み聞かせ（特に小学生まで。中学生以降は本の紹介・ブックトークが有効）。
- ・家庭での音読
- ・公民館や施設、保育園・学校での読み聞かせ
- ・読み聞かせ、読書イベントに参加し、本に触れる。
- ・子ども達の興味や育ちに合った本の購入と読み聞かせを続けていく。

文字を覚える前から、ことばを「耳」から聞いて、物語の世界を頭の中に思い描く力＝想像力を育んでいます。



本の紹介・定期的な貸出

- ・おたより等で、色々な絵本の紹介をしていく（絵本への関心を高めていく）。
- ・絵本の貸出を大切に、子ども達が期待感を持ち、楽しみに借りる工夫をする。
- ・今保育園で行っている取り組みを継続して続けていきたい。特に保護者会文庫については、“保護者の保護者による”本であることを周知していくことでより身近に感じ手にとっていただけるように工夫していきたい（自由な貸出にプラスして行事等で借りてもらう機会を意識的に作るなど）。
- ・町立図書館から保育園、小中学校図書館、児童館等への定期的な団体貸出。
- ・図書館と各団体の読書担当者・図書館助手がこまめに連絡をとりあい、幼児・児童・生徒が求める資料を迅速に届けるしくみづくり。

町全体での取り組み

一斉での取り組み

- ・町独自の「読書の日」を定めるなど、町挙げての取り組みで、町民の意識の向上を図る。
- ・町一斉の読書の日を設定（家庭も巻き込んで）
- ・町小中学校「メディアコントロールデー」を活用しての家庭読書の取り組み。



協働での取り組み

- ・子育て支援との連携での読書推進
- ・町として、妊娠中の母親教室を1・2回行い、その中で司書さんに読み聞かせの大切さ、おすすめ絵本を伝えてもらってはどうか（出産後は子どものこと、仕事や生活で大変ですし、子どもの健診時は子どものことが気になってゆっくりお話を聞けない人もいますので）。
- ・職業体験（キッズタウン）などとの抱き合わせで、職業別の本をそろえる。

連携・交流

- ・図書館だより（新刊図書を紹介やおすすめ図書、話題の本など、又は読み聞かせ会についてなど）を、保育園・小学校・中学校などにも配布する。

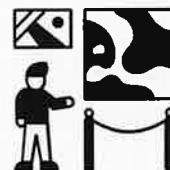
家庭・図書館・保育園・学校での読書活動

親子読書活動

- ・親子で一緒に書店や図書館に行き、一緒に選んで一緒に読む。
- ・親子共に小さい頃から本に親しむ。
- ・本を読む習慣が今までなかったという大人に育てられた子どもは、本に対してあまり関心がないのではないか。同じ本を読む親子読書の他に、親の本や興味深く思ったことなどの感想、子の本が面白かったなどの感想の親子読書や、親子おすすめ本などきっかけがあるといいと思います（お家の方は忙しいかもしれない）。

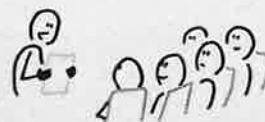
図書館利用のきっかけづくり

- ・図書館を気軽に利用して（図書館の敷居を低く感じて）もらうための、幅広い対象が気軽に参加できるイベントの定期的な開催。
- ・図書館でのイベントを増やす（マルシェや作家の展覧会など）。
- ・例えば、児童文学作家の方をお呼びしての読み聞かせ会などの本に関する講演など（図書館主催でできないものか）。
- ・気軽に図書館を利用しやすい環境づくり
- ・各団体の園児・児童・生徒が町立図書館に来館する時間を設ける。



発達や個性に合わせた読書環境の整備

- ・幼→小→中（高）→大人と発達段階に合わせた読書環境の整備
- ・図書室を身近な所→図書館を身近に感じる所に。
- ・読書への苦手意識をへらすために、「家族や周りの友達や先生に本の感想を話す」や「ビブリオバトルに参加する」「動画や絵、工作で表現する」といった、本の感想をアウトプットする「書く」以外の方法を夏休みの宿題の選択肢として広く用意する（読書感想文が苦手で読書が苦痛だったという子がいる）。



読書関連情報の発信・本の紹介

蔵書・貸出情報

- ・図書館の蔵書、貸出状況がスマホなどで見られたら、図書館の利用も敷居が低くなりそう。



読書関連情報

- ・読書イベント情報の共有・発信
- ・年度初めの小中学校・保育園向け読み聞かせと図書館利用に関するおしらせの配付（読み聞かせの選書のポイントや図書館情報の共有）。
- ・町報や町公式HPなどを活用し、委員会で話し合われた読書推進に関する事項を外部に公表する機会をつくる。



図書紹介

- ・町報やお知らせ版に新刊だけでなく、ターゲットを絞った「オススメ図書」「オススメの1冊」を載せてみる。
- ・先生、親、町民など、色々な立場からの本の紹介の機会をつくる（展示など）。
- ・次の本へ手が伸びるきっかけづくり（テーマ展示、課題図書展示、小中学校での「これから読みたい本リスト」「読んで面白かった本リスト」の各自作成のすすめ、アマゾンボックスのような「この本を読んだ人が次に読んでいる本」のような関連本のおすすめ紹介）

「第3次大石田町子ども読書活動推進計画」の策定にあたり、町内における読書活動の実態の把握及び委員会内での情報共有のため、令和6年度に委員会の各構成団体を対象としたアンケートを実施した。（このアンケートは、「第2次大石田町子ども読書活動推進計画」の策定に伴い実施したアンケート（平成30年度）との比較をするため、質問内容及び対象を同様としている。）

挙げられた課題や現状、「めざす子どもの姿」「めざす大人の姿」のほか、無理なく長続きできる可能な取り組みについて、読書推進計画内容へ反映されている。また、読書活動の際の参考としてぜひ一読いただきたい。